

各都道府県・市町村 障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
精神・障害保健課

障害福祉サービスデータベースWebサイトへの移行および
障害支援区分認定データの提出について

平素より障害保健福祉行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和4年度まで稼働していた「障害支援区管理事業Webサイト（以下、「管理事業Webサイト」という）」は、令和5年3月31日をもちまして運用を終了し、「障害福祉サービスデータベースWebサイト（以下、「障害福祉DBWebサイト」という）」へ移行しました。今後は障害福祉DBWebサイトをご利用ください。

障害支援区分の認定については、全国の審査判定の傾向や課題等を把握するため、毎年、市区町村等における過去1年間の障害支援区分認定データ（以下、「認定データ」）を収集していましたが、令和5年2月より毎月、認定データを提出いただくこととなっております。

令和4年度認定データ及び令和4年10月以降の認定データの一部又は全部が未提出となっている市町村におかれましては、管理事業Webサイトの運用終了に伴って提出方法が変更となりますので、別紙をご確認いただき、もれなく提出いただくようお願いします。

[担当]

（障害福祉DB関係）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
給付管理係

電話番号：03-5253-1111（内線3024、3023、3009）

（障害支援区分認定データ関係）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
障害支援区分係

電話番号：03-5253-1111（内線3026）

[令和4年度認定データ報告にかかる提出・照会先]

障害支援区分判定等業務に係るヘルプデスク

E-mail：tdsl-EXT-S-HANTEI@toshiba-sol.co.jp

[令和4年10月以降の認定データ報告にかかる照会先]

（提出は国保連合会経由となります）

障害福祉サービスデータベースWebサイト

<https://shofuku-db.mhlw.hq.admix.go.jp/s3/>

※LGWAN（総合行政ネットワーク）経由でのみアクセス可能

提出する認定データの種類と提出方法

市町村より提出いただく認定データは、認定の時期毎に下図のA、B、Cの3種類となっており、種類ごとに提出方法が異なります。

なお、下記において引用している事務連絡については、One Publicに掲載済みですのでご参照ください。



図 提出する認定データの種類

1. 提出データの種類

A. 令和4年度認定データ

障害支援区分判定ソフトSP2^{※1}で作成し、管理事業Webサイトより提出することとなっていた障害支援区分認定データ。令和3年10月1日から令和4年9月30日までの認定分が対象。

B. 過去データ

障害支援区分判定ソフトSP3^{※2}で作成し、障害DBWebサイトより提出する過去分の障害支援区分認定データ。平成26年4月1日～令和4年12月31日までの認定分が対象。提出方法等の詳細については、令和4年12月27日付け事務連絡「障害福祉サービスデータベースの運用開始に向けた説明資料等の配布について」を参照のこと。

C. 国保連合会経由で提出する認定データ

障害支援区分判定ソフトSP3で作成し、毎月提出する認定データ。国保連合会が提供している伝送通信ソフトから提出する。令和5年1月1日以降の認定分が対象。提出方法等の詳細については、令和4年9月30日付け事務連絡「障害福祉サービス等データベースの運用準備に向けた全国説明用動画（全国自治体向け）の配信について（依頼）」の別紙「4. 2 変更点1：認定データの厚生労働省への提供方法(1. 送付ルート・頻度の変更)」及び「4. 3 変更点2：認定データの厚生労働省への提供方法(2. 報告データの抽出条件の変更)」を参照のこと。

※1…令和4年12月以前に使用していた障害支援区分判定ソフト。

※2…令和5年1月以降に使用している障害支援区分判定ソフト。令和4年12月末に各自治体へインストーラーを配布（DVDを郵送）している。

2. 提出方法

A. 令和4年度認定データ

以下の提出様式・報告経路にてご提出ください。

提出様式：報告ファイル(g14 ファイル)

報告経路：障害支援区分判定等業務に係るヘルプデスク

(tdsl-EXT-S-HANTEI@toshiba-sol.co.jp)宛てメール添付にて送信

※提出する報告ファイルは、令和4年10月時点のバージョン（SP2）での作成が難しい場合、最新の障害支援区分判定ソフト SP3 から作成したもので差支えありません。

B. 過去データ

障害支援区分判定ソフト SP3 をインストールし、令和4年12月27日付け事務連絡「障害福祉サービスデータベースの運用開始に向けた説明資料等の配布について」の別紙に記載の手順に則り、障害福祉DBWebサイトよりご提出ください。諸事情により提出が遅れる場合、障害福祉DBWebサイトの問い合わせフォームより、提出が遅れる旨と提出可能となる時期の目処をご連絡ください。既にご連絡頂いている場合には、再度のご連絡は不要です。

C. 国保連合会経由で提出する認定データ

障害支援区分判定ソフト SP3 をインストールし、速やかに認定データの月次報告を開始してください。認定数がゼロ件であっても、ゼロ件ファイルをご提出いただく運用となっておりますのでご注意ください。

認定データの作成方法については、令和4年9月30日付け事務連絡「障害福祉サービス等データベースの運用準備に向けた全国説明用動画（全国自治体向け）の配信について（依頼）」の別紙「4. 2 変更点1：認定データの厚生労働省への提供方法(1. 送付ルート・頻度の変更)」及び「4. 3 変更点2：認定データの厚生労働省への提供方法(2. 報告データの抽出条件の変更)」をご参照ください。

令和5年1月～4月に提出することとなっていた認定データのうち、未提出の月がある場合には、5月10日提出期限の4月分の認定データ提出の際に、未提出の月分を含めるように「報告データ作成一覧画面」の「報告対象期間」を指定した上で認定データを作成しご提出ください。

伝送通信ソフトの操作方法については、伝送ソフトヘルプデスク（0570-059401）にお問合せください。

なお、認定データの国保連合会への提出締切は基本的に毎月10日としていますが諸事情により提出が遅れる場合には、当該月ごとに障害福祉DBWebサイトの問い合わせフォームより、提出が遅れる旨ご連絡いただき、上記のとおり翌月にまとめてご提出ください。令和5年1月～4月に提出することとなっていた認定データのうち、未提出の月がある場合で既にご連絡頂いている場合、再度のご連絡は不要です。

以上